

合理的な費用を考慮した価格形成について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年3月21日

新事業・食品産業部

目次

- 1 判断基準の策定に向けた検討について…………… 2
- 2 本日御議論いただきたいこと…………… 9

1 判断基準の策定に向けた検討について



判断基準の策定に向けた検討について

- 本法案においては、農林漁業者・飲食料品等事業者に対し、食品の持続的な供給を図るため、取引における**2つの努力義務を措置**。
- 努力義務に関して、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**を定めることとしており、この**具体的な内容**について、今後、検討していく必要。

〈努力義務①〉

持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**

〈現在取り組まれている事例〉

- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（※）に基づく行動
（※）発注者・受注者双方が採るべき行動/求められる行動を行動指針において明確化。
本社（経営トップ）の関与、説明・資料を求める場合は公表資料とすること、要請があれば協議のテーブルに付く等

〈努力義務②〉

取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

〈現在取り組まれている事例〉

- ・ SM物流研究会参加企業の取組（納品期限（3分の1ルール）の緩和^{注1}、発注・納品リードタイムの確保^{注2}）等

注1 180日以上賞味期間の加工食品の納品が対象

注2 特売品・新商品の発注・納品が対象

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買ったたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**6頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置**し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

労務費指針に掲げられている行動の取組状況



○ 労務費指針に掲げられている、発注者及び受注者として採るべき行動/求められる行動の取組状況は下表のとおり。

(単位：%)

発注者	発注者として採るべき/求められる行動						発注者・受注者双方として採るべき/求められる行動		
	①経営トップの関与		②発注者側からの定期的な協議の実施	③説明・資料を求める場合は公表資料とすること	④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと	⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと	⑥必要に応じ考え方を提案すること	①受注者との定期的なコミュニケーション	②交渉記録の作成、双方で保管
	取組方針を決定すること	取組方針を社内外に示すこと							
	69.6	35.7	23.7	88.1	70.9	87.7	64.7	49.3	26.0

受注者	受注者として採るべき/求められる行動				発注者・受注者双方として採るべき/求められる行動	
	①相談窓口を活用するなど積極的に情報収集して交渉に臨むこと	②価格交渉の根拠資料に公表資料を用いること	③受注者の交渉力が比較的優位なタイミングの機会を活用して行うこと	④発注者の価格提示を待たずに自ら希望額を提示	①発注者との定期的なコミュニケーション	②交渉記録の作成、双方で保管
	3.5	82.3	75.7	78.7	79.7	36.1

出典：令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果（令和6年12月16日・公正取引委員会）を基に農林水産省が作成。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html

注：食料品製造業、飲食料品卸売業、飲食料品小売業を含む43業種37,636件の回答を集計したもの。

個社における取組例（パートナーシップ構築宣言から抜粋）



食料品製造業の例

【A社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

飲食料品卸売業の例

【B社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉・明示的な協議を積極的に働きかけ、「価格決定方法の適正化」に向けて取り組みます。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

飲食料品小売業の例

【C社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

【D社】

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

出典：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトを基に農林水産省が作成。

<https://www.biz-partnership.jp/list.php#indus-9>

チルド物流研究会の取組

- チルド食品は冷蔵温度帯（0～10℃）で流通、賞味期限が短い、納品リードタイムが短い、多頻度・少量配送といった特徴。
- 持続可能なチルド食品物流で商品をお客様へお届けするため、関係9社が令和6年10月7日に「チルド物流研究会」を発足。
- 2030年を一旦の完成期として目指し、①納品期限の緩和、②トラックドライバーの付帯作業（店別仕分け作業等）の削減、③輸配送効率化、④標準化・システム導入による効率化に取り組む。

取組課題②トラックドライバーの付帯作業削減

付帯作業を削減しトラックドライバーの運転時間を確保（以下一例）	
【店別仕分け作業】 <ul style="list-style-type: none"> 店舗別カゴ車への倉庫内仕分 自動店別仕分け機での商品供給作業 	【庫内積み替え作業】 <ul style="list-style-type: none"> パレットからカゴ台車への積み替え 商品別の積み替え作業 日付別積み替え作業
【庫内移動作業】 <ul style="list-style-type: none"> 指定場所までの庫内移動 エレベーターなどでの庫内移動 	【フォークリフト作業】 <ul style="list-style-type: none"> ドライバーによるフォークリフトの運転

※これらの内容が全ての納品先で行われているわけではありません

（出典）令和6年10月7日 チルド物流研究会発表資料

SM物流研究会の取組

- 2024年問題をはじめとする物流危機を回避し、物流分野を「競争領域」ではなく「協力領域」と捉えて、各社の協力による物流効率化策の研究・検討を目的として、発足。
- ①加工食品における定番商品の発注時間の見直し、②特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保、③納品期限の緩和、④流通BMSによる業務効率化に取り組む、持続可能な食品物流に向けた取り組みを共同宣言。

（2）持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言

「持続可能な食品物流に向けた取り組み宣言」

1. 加工食品における定番商品の発注時間の見直し

加工食品における定番商品の店舗発注時間を前倒し
→お取引先様の夜間作業の削減および調整作業時間確保の実現

2. 特売品・新商品における発注・納品リードタイムの確保

特売品・新商品の計画発注化を進める
確定した発注データをもとに商品や車両の手配ができる環境を整備
→緊急手配等の作業負担軽減、積載効率および実車率の向上

3. 納品期限の緩和（1/2ルール）の採用

180日以上賞味期間の加工食品における「1/2ルール」採用
→商品管理業務の負担軽減による食品物流効率化への貢献

4. 流通BMSによる業務効率化

卸売業と小売業間の受発注方式における標準化された流通BMSの導入
→高速通信による作業時間確保、伝票レス・検品レスによる業務効率化

（出典）令和6年7月9日 第3回加工食品分野の物流の適正化・生産性向上に向けた取組の情報連絡会資料

FSP研究会の取組

- 「物流」課題の発掘とその解決策を製（製造業）・配（卸売業）・販（小売業）の三層で議論し、社会実装することを目指したもの。
- 製・配・販が連携するアクションプランとして、①店舗納品期限「2分の1残し」への統一化、②小売・卸間、卸・メーカー間の定番発注締め時間調整、③特売・新製品の確定数量化を可能にする適正リードタイムの確保を掲げている。

（出典）令和7年2月1日 日本加工食品卸協会会報

2 本日御議論いただきたいこと





判断基準の策定に向け、以下の点について、御議論いただきたい。

誠実な協議の実施に関する事項について

- 労務費指針に掲げられている採るべき行動/求められる行動等を始めとする既存の取組に関し、構成員の皆様が業界や会員企業における実際の運用状況や社内体制等について、ご教示いただきたい。
- 労務費指針に掲げられる行動の他、飲食料品等の取引の状況等を踏まえ、判断基準に盛り込むべき事項がないか、御意見いただきたい。

商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組について

- 現在、取引において、商慣習の見直しの提案をしているようなものはあるか。また、提案があった場合に、どのように対応しているか。
- 飲食料品等の取引の状況等を踏まえ、判断基準に盛り込むべき事項がないか、御意見いただきたい。